

第 22 回

廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会

令和3年4月18日（日）

廃炉・汚染水・処理水対策子一ム事務局

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

定刻になりましたので、第 22 回 廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を開催いたします。本日司会を務めます、廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐の光成と申します。この場をお借りしてごあいさつさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は 2 時間 30 分程度を目安とさせていただきます。また、本日はオブザーバーとして相馬市 立谷市長様、新地町 大堀町長様、株式会社ヨークベニマル 真船社長様、福島県水産加工業連合会 小野代表様、福島県青果市場連合会 佐藤会長様、福島県旅館ホテル生活衛生協同組合 小井戸理事長様、福島県森林組合連合会 松本代表理事専務様、福島県水産市場連合会 鈴木青年部部長様にご参加いただいております。また、東京電力から小早川社長にご参加いただいております。

時間の関係で、定例の出席者の個別のご紹介は割愛させていただきますので、お手元の出席者名簿をご参照ください。

まず、開会に当たりまして、議長の江島経済産業副大臣よりごあいさつ申し上げます。

○江島 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長

本日は、皆さまにはご多忙の中、お集まりいただきましたことを、まずもって御礼申し上げます。先週の月曜日になりますが、4 月 13 日に開催されました廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議におきまして、政府の重大な決断として、ALPS 処理水の処分に関する基本方針を決定させていただきました。

この福島の復興のためには、廃炉を進展させることが大変重要であります。一方で、この廃炉を進めるために復興をないがしろにするということも、絶対にあってはならないことでもあります。このようなジレンマの中で、6 年間にわたりまして多くの方々と議論し、さまざまな観点からの検討を重ねてまいりました。

今回の方針につきまして、皆さまには多くのご心配をお掛けしているところであります。本方針の議論を重ねる過程では、この福島評議会や、ご意見を伺う場において、本日ご参加いただきました多くの皆さま方から、特に分かりやすい情報発信や、風評対策の具体化の必要性等についての多くのご意見を頂戴いたしました。政府としては、こういったご意見を重く受け止めまして、これに応えるための対策を基本方針でお示ししているところです。

また、皆さまから地元の声を伺い、これに応えるべく政策を講じていくという関係を、今後ぜひしっかりと継続してまいりたいと思います。

本日の評議会は、基本方針の決定後、政府として地元の皆さまに報告申し上げ、ご意見を伺う初めての機会となります。どうぞ、皆さまからは忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございます。本日は新型コロナウイルスの対策として、参加者の皆さまにはマ

スクのご着用、検温、アルコール消毒をお願いしております。なお、今回もインターネットによる中継を行っておりますので、ご出席されている方々におかれましては、ご承知ください。

資料については、事前に送付させていただきました資料一式をご確認ください。資料説明に入らせていただく前に、一点、ご報告を申し上げます。参考資料 1 をご覧ください。

このたび、汚染水と処理水を明確に区分するために、原子力災害対策本部において設置している会議等の名称の変更を行いました。それに準じて、本会議の名称についても「廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会」と変更させていただくこととなりましたので、ご認識おきください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分の関する基本方針について」「多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた東京電力の対応について」の 2 つの議題となっております。まず両方の資料の説明を行い、その後まとめて質疑応答の時間を取らせていただきます。

それでは、まず事務局から資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3 に沿って、「東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分の関する基本方針について」を説明させていただきます。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

事務局長補佐をしております須藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。大変恐縮でございますが、着座にてご説明させていただきます。

資料 3 について、私のほうからご説明申し上げます。まず資料 3-1 をお手元にお出しただければと思います。基本方針の概要でございます。

この基本方針は、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、13 日の火曜日に決定されたものでございます。まずこの基本方針の決定にあたりまして、政府を挙げてということの一つ意識してございます。閣僚等会議の議長は官房長官でいらっしゃいますけれども、その閣僚等会議には総理もご出席され、全閣僚が出席をするということで、政府を挙げての取り組みという形になっております。

それから、司会からご紹介がありましたとおり、閣僚等会議の名前も「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」という形になっております。これからご紹介いたします処分については、あくまでも処理水、浄化した後の水であること。正確な情報発信を心掛けるということで、名称の変更をしてございます。

1 ページおめくりいただきまして、「復興と廃炉の両立に向けて」でございます。(1) 基本的な考え方でございます。これにつきましては、江島副大臣のあいさつにありましたので詳しくは申し上げますけれども、復興と廃炉の両立を大原則という形の中で、方針の検討を進めてきたということでございます。

(2) 基本方針の決定に至る経緯でございます。専門家が6年以上議論し、ということでございますけれども、その下をご覧くださいますと、技術的に可能な5つの処分方法を検討しているということ、海洋放出以外のその他の方式も検討したということ、さらにその下、長期保管についても検討した上での決定ということでございます。

続いて2ページ目からは、方針の内容についてご紹介いたします。

ALPS処理水の処分方法でございます。1つ目の矢羽根でございます。国内での実績があり、原子力事業者ノウハウや技術がたまっているということ。それからモニタリング。処分に伴う環境影響の調査が確実にできるということで、この2つの理由から海洋放出としております。次に、国際ルールに基づく国内の規制基準、安全性をしっかりと確保していくということ。それから3つ目でございます。国際社会の責任ある一員として、透明性高く、積極的な情報提供を継続していくということ。

それから3番目でございます。ALPS処理水の海洋放出の具体的な方法でございます。2年程度を目途に、福島第一原発の敷地から放出するということ。

それから(1)でございます。こちらは見出しを追っていただきたいと思っておりますけれども、風評影響を最大限抑制するための放出方法につきましては、後ほど資料にて詳しくご紹介いたします。トリチウム、その他核種についての内容について記載がございます。

それから(2)が、海洋モニタリングの徹底ということでございます。放出前・放出後のモニタリングを強化するというので、地元自治体、あるいは農林水産事業者の方々にも、このモニタリングに参加していただくということを記載してございます。今回の政府方針の中では、第三者の目、第三者の監視ということも随所に触れてございます。

残念ながら、ここ最近、東京電力において信頼を失いかねない不適切な事案が継続してございます。第三者の目、第三者の監視も入れながら進めていくということでございます。

その第三者の目という意味では、IAEAの協力を得て、国内外に客観性・透明性高く発信するということを言っております。国際機関の監視・評価も入れていくということでございます。

次の3ページにまいります。風評影響への対応でございます。こちらにつきましても非常に重要な論点ですので、後ほど詳しくまたご紹介させていただきますが、見出しだけ追っていただきますと、(1)で、まず国民・国際社会の理解の醸成です。きちんと正しく科学的根拠に基づく情報をお伝えしていくということ。それから、その情報発信にはIAEAの協力も得ていくということです。

それから、生産・加工・流通・消費の対策を進めていくということ。

風評対策を講じて風評被害が発生する場合には、的確な損害賠償を行うということでございます。これも後ほど内容をご紹介させていただきます。

そして5でございます。将来に向けた検討ということで、この基本方針を決めるだけではなくて、この基本方針が的確に実施されていくこと。あるいは、必要に応じて追加対策を機動的に実施していくということが重要であります。このため、異例なことではありますけ

れども、閣僚等会議の下に閣僚等会議を置くということで、「基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」というのを新設いたしました。金曜日に第1回目が開かれております。これも後ほどご紹介させていただきます。

それから、次にトリチウムの分離技術でございます。現在、福島第一原発のタンクの水は125万トンたまっております。このうちトリチウム水は16グラムでございます。膨大な量の中での16グラムでございますので、分離につきましては、現時点で直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていないというのが評価がされております。一方で、引き続き新たな技術動向を注視してまいります。

この後、補足説明資料に基づきまして、詳しいご説明に入らせていただければと思います。4分ほどの動画をご用意させていただいておりますので、これから放映させていただきます。皆さま、ご覧いただければと思います。

<動画上映 約4分間>

○須藤 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ご視聴ありがとうございました。これは国民の皆さまへのメッセージということでお作りしておりますが、海外に向けても積極的な広報をしております。

それでは引き続きまして、3-1に戻っていただきまして、補足説明、5ページ以降を手短にご紹介させていただきます。

5ページ目の四角の中をご覧いただければと思います。今回、海洋放出を想定している濃度と量についてご紹介いたします。真ん中の四角をご覧いただきたいと思います。

トリチウムの濃度でございますが、1リットル当たり1,500ベクレル未満ということをご想定してございます。これは現在、福島第一原発でサブドレン、井戸水の放出に当たっての運用目標値でございます。新たな風評を発生させない、抑制するという観点から、今までと同じ運用を想定してございます。量につきましても、新たな風評を抑制するという観点から、事故前の福島第一原発の放出管理値、年間22兆ベクレル未満ということをご記載してございます。

左下をご覧いただきたいと思います。濃度についてでございます。1,500ベクレルというものがどの程度かということでございますが、比較の対象、法令の告示濃度が6万ベクレル、この40分の1でございます。WHOの飲料水の水質ガイドライン、これが1万ベクレルでございますので、1,500ベクレルは、大体その7分の1になるということでございます。

続きまして右側、量でございます。量につきましては、年間22兆ベクレル未満というのを想定してございます。これは、国内の沸騰水型原発の実績値0.7兆ベクレル/年よりは大きいですが、国内の加圧水型原発45兆ベクレル/年や、あるいは韓国の古里原発50兆ベクレル/年、あるいはフランスのラ・アーク再処理施設1京1,400兆ベクレルというのと

比較して、十分に今までの実績値の中で行われているというものでございます。

6 ページ目でございます。これは動画の中でご紹介がありました他国の例等でございますけれども、真ん中下にある「日本に降る雨に含まれるトリチウム量」が年間 220 兆ベクレルでございます。これと比較しての 22 兆ベクレルというところでございます。

続きまして 7 ページ目は、海洋放出した場合の追加的な放射線影響でございますが、これは動画でご紹介いたしましたとおり、自然放射線の 10 万分の 1 未満であるということでございます。説明は割愛させていただきまして、続いて 8 ページでございます。駆け足で恐縮でございます。

海洋放出した場合のシミュレーションでございます。年間 22 兆ベクレル放出した場合の影響でございますが、真ん中の地図をご覧くださいと思います。第一原発周辺に、わずかに濃い青色になっているところがございます。これは 1 ベクレルを超える範囲ということでございます。皆さまが普段お飲みになっている水道水、大体 0.5～1 ベクレルぐらいといわれております。あるいは海の、バックグラウンドの数値も 0.5～1 ベクレルぐらいといわれておりますけれども、この地図で示しております、第一原発から北側 1.5 キロ、南側 1.5 キロ、沖合 0.7 キロの程度が、水道水あるいはバックグラウンドをわずかに上回るレベルになるということでございます。これはシミュレーションでございますので、モニタリングを徹底的に行って、影響がないというのを透明性高く発信していくということでございます。

続いて 9 ページ目でございます。トリチウム以外の核種がどうなっているかということでございます。タンクにためた水のうち、放出基準を上回るものについては、何度でも再浄化をしております。再浄化をして、あるいは再浄化をして駄目だったらもう一回繰り返しますが、その結果、規制基準値を下回るものにいたします。

2 つ目のひし形のところでございますけれども、さらにトリチウムに合わせまして最低 100 倍、平均で 500 倍程度希釈いたします。従って、海に放出するときには、その他の核種についても規制基準値の 100 分の 1 未満になる、という運用でございます。これにつきましては、東京電力が昨年秋、再浄化の実験をしておりますけれども、これで規制基準を下回るということが確定しているものでございます。

ここだけ、すいません、ちょっとページが飛んで恐縮でございますけれども、21 ページをご覧くださいと思います。

今、私がお説明申し上げましたものの若干繰り返しになりますけれども、第一原発のタンクに保管している水の性状ということで、下の棒グラフをご覧くださいと思います。再浄化が必要な水がおよそ 7 割、まだ残っております。これを確実に再浄化する。その他核種について、いろいろご懸念いただいておりますけれども、この 71%については確実に再浄化します。先ほどご紹介いたしましたとおり、再浄化の実験もしております。必ず基準以下にして、さらに 100 倍以上に薄めて放出するというのが、その他核種についての風評を抑制するための処分方法でございます。

資料は戻っていただきます。恐縮です。10 ページにお戻りいただきたいと思います。

決定の当日に、国際原子力機関（IAEA）のグロッシー事務局長からメッセージを頂いております。IAEA としてもこういう形で評価して、いろんな形で発信していただくということを想定してございます。3 つ目のポツだけご覧いただきたいと思いますが、「日本への安全レビューミッション派遣や、現地での環境モニタリングを支援する」という形で、IAEA も、この安全の評価に賛同していただけると。こういうことをご表明いただいております。

続いて 11 ページ目からは、風評影響への対応でございます。生産、流通、消費、それぞれにわたってまいります。

ここでお願いになって恐縮でございます。今日、私がお説明するのは駆け足の説明になってしまいます。ご意見を伺う場でご参加いただきました団体、あるいは各自治体の皆さま、あるいは、もちろんそれ以外の皆さまも含めまして、できるだけご説明にお伺いして、詳細にご懸念をお伺いするとともに、それへのご説明をさせていただければというふうに思えます。いろんな形で私どもも機会をつくってまいります。皆さま方からも、説明に来てほしいということがありましたら、どうぞ遠慮なくお申し付けいただければと思います。その上で 11 ページからは、駆け足でございますが、ご説明してまいります。

風評影響を最大限抑制するために、生産・流通・消費対策を講じるということですが、下のほうをご覧いただきたいと思えます。見出しを追う形になりますが、まず水産関係でいいますと、常磐ものの生産支援になります。

それから左下②、地元における流通支援ということで、仲買・加工の皆さま、今日もお越しでございますけれども、こちらについてもさまざまなご懸念があらうかと思えます。市場を含めて流通の関係の皆さま、いろんなご懸念があらうかと思えます。こういった方々への支援策の充実、あるいは、福島相双復興推進機構、つまり今まで商工業、農業を中心に再生に努めてきた団体でございますけれども、こちらが水産関係でもいろんな形で相談に応じ、また、販路拡大等のお手伝いをさせていただければと思っております。

そして③でございます。水産物の消費喚起。消費者にきっちり訴え掛けていくということを考えていきたいと思っております。

12 ページも今の説明と一部重なりますが、こちらも見出しを追っていただきたいと思えます。まずは水揚げを増やす。水産関係の水揚げを増やすということで、右下の支援の方向性をご覧いただきたいと思えますけれども、収益性の高い操業体制を構築していくということで「がんばる漁業」、水産庁の事業なども活用しながら、経営体制の強化を行っていく、あるいは荷さばき受入体制の整備ということで、仲買の方々を含めて、体制強化、販路拡大の応援をしていこうというものでございます。

②が、地元における流通のボトルネック解消でございます。対応の方向性のところの見出しを追っていただければと思えますけれども、仲買・加工業者さんの経営体力の強化、これはもちろん市場を含めてでございます。それから、仲買・加工業者の販売力の強化。

そして 3)、下になりますけれども、流通段階における安全性の広報・理解醸成。流通側

にきちんとご理解いただくということが一番大事かと思っておりますので、こういったようなところをしっかりと行っていくということでございます。

③が、全国の消費者に向けた消費喚起でございます。農林水産物も含めて、きちんと安全性を全国の皆さんに発信していくということが重要だろうと思っております。対応の方向性のところをご覧くださいますと、第一に、安全性を発信していくこと。放射性物質の調査を継続して、その結果を透明性高く発信していくということ。市場の関係者や流通業者・小売業者に対する説明会・理解醸成活動を継続していくということ。

それから、購買機会の増大でございます。福島県産を買っていただける機会を増やしていくということ。そして、商品開発・用途拡大、おいしさや魅力の発信ということで、ブランド化といったようなところのお手伝いも、政府を挙げて取り組ませていただければというふうに思っております。

次の15ページ目は、農林業、観光・商工業への風評影響を最大限抑制するための対策です。今、水産関係でご紹介したのも、全国の消費者への理解とか、農林業、観光・商工業にもつながることだと思っておりますけれども、それに加えて農林業では、ここに書いてございますように、GAP認証の拡大、あるいは海外を含む販路拡大、需要の喚起、高付加価値化、こういったブランド力の向上に努めてまいります。

それから、商工・観光業では消費を呼び起こすということで、福島県への来訪の促進、あるいは来訪者に対する販売促進、例えば今年度から来訪者向けのプレミアム商品券というのを新たに設けます。こういったような形での支援というのを行ってまいります。

さらに②のところでございますけれども、3行目でございます。「福島浜通り地域等交流人口・域内消費拡大協議会」というのをつくりまして、政府あるいはご地元と一体となって、具体的に福島への呼び込み、福島における消費拡大に努めてまいります。

さらにその下、その他でありますけれども、福島県内の市町村が地域の魅力向上・発信を行う、風評払拭（ふっしょく）の取り組みを行うということを新たに支援してまいります。

続いて16ページにまいります。セーフティーネットとしての賠償でございます。風評対策に万全を期していきますが、それでもなお風評被害が発生することがあった場合に、賠償により機動的に対応するようにしてまいります。

こちらの①被害の実態に見合った必要十分な賠償、ということでございますが、太字のところをご覧くださいと思います。「賠償の期間、地域、業種を画一的に限定することなく」と記載してございます。処分が始まって、処分終了までには時間がかかります。例えば今から5年後に何か被害が発生した場合に、「事故から随分たっているから」というようなことは言わない、言わせない。それから地域についても、浜通りだけではなくて中通り、会津を含めて、被害が発生したら責任を持って賠償を行う。業種についても水産に限らず、観光、農林業、商工業、そういったところで被害が発生したら確実に賠償を行うということを、政府方針に明記してございます。

それから、1つ飛んで③でございます。被害者に寄り添った対応のところでございますが、

太字をご覧いただきたいと思います。「立証の責任を一方的に被害者に寄せることなく、被害者に寄り添った迅速な対応」と記載がございます。賠償の手続き、お一人お一人の事業者さんにとってみれば難しいことであろうと思います。きちんとその賠償についての考え方を事前に明記していく。こういうことを明らかにしていくということでございます。

はしょったご説明で恐縮でございました。ぜひ、いろんな形で皆さま方からのご懸念等をお出しいただければと思います。私からの説明は以上でございます。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。続きまして、次の議事の説明に移らせていただきます。東京電力から資料 4 に沿って、多核種除去設備等処理水の処分にに関する政府の基本方針を踏まえた東京電力の対応について、説明をお願いいたします。

○小早川 東京電力ホールディングス（株）代表執行役社長

東京電力ホールディングス、社長の小早川でございます。

まず当社、福島第一原子力発電所の事故により、今もなお地元の皆さまをはじめとする福島の皆さま、広く社会の皆さまには、多大なるご負担とご心配をお掛けしておりますこと、この場をお借りしまして改めておわびを申し上げます。

また、当社の原子力事業において、ご不審、ご不安を抱かせるような一連の事案を発生させてしまっております。本日ご列席の皆さまからも、多くのお叱りの言葉を頂いております。重ねておわびを申し上げます。

広く社会の皆さまから、当社の運営能力に対し強いご懸念を示されているものと真摯（しんし）に受け止めております。福島第一原子力発電所事故の反省と教訓に立ち返り、私が責任を持ってガバナンスを強化し、体制の立て直しを図ってまいります。

体制の立て直しに向け、今後、私が速やかに講じていく対応でございますが、まずは福島第一原子力発電所の設備や建屋の長期的な劣化予防の観点から総点検を実施するとともに、万全の管理体制を構築してまいります。総点検の計画につきましては、改めてお示しさせていただきたいと考えております。

また、地域の皆さまの視点に立った情報発信に向け、組織体制を強化してまいります。地域の皆さまのご懸念を受け止め、実施計画に反映することや、災害やトラブル時にご懸念となる情報の正確な発信に向け、技術・事務混成による実働チームを早期に組成して立ち上げてまいります。

さらに、風評被害に対する賠償の扱いにつきましては、風評へのご懸念にしっかり耳を傾け、丁寧に状況をお伺いし、風評影響の抑制に向けた取り組みを強化するとともに、実際に風評被害が発生した場合の賠償の在り方につきましても、国のご指導を仰ぎながら、しっかり検討を進めてまいります。

長期にわたります復興と廃炉という当社の責任を全うしていくためにも、事故の当事者

としての覚悟と責任を自覚し、私が先頭に立ち、抜本的な改革と処理水の適切な対応について、主体性を持って取り組んでまいります。

続きまして、先般、ALPS 処理水の処分にに関する政府の基本方針が示されましたことを受け、当社は実施主体として、これを着実に履行するための対応を取りまとめさせていただきました。この後、小野からご説明させていただきます。

失礼ですが、着席させていただきます。

○小野（明） 東京電力ホールディングス（株）福島第一廃炉推進カンパニープレジデント

東京電力ホールディングス 福島第一廃炉推進カンパニーの小野でございます。多核種除去設備等処理水の処分にに関する政府の基本方針を踏まえた当社の対応につきまして、資料 4 の別紙 2 のほうで、概要版でご説明させていただきたいと思っております。1 枚めくっていただきたいと思っております。

はじめに、というところでございますが、これは 4 月 13 日に開催されました、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議にて、福島第一原子力発電所におけます多核種除去設備等処理水、以下 ALPS 処理水と呼ばさせていただきます。この処分にに関する基本方針が決定されてございます。この基本方針を踏まえた当社の対応について、以下 2 ページ以降でご説明させていただきます。

2 ページ目です。まず ALPS 処理水の処分にに関する、当社の基本的な 5 つの考え方についてご説明申し上げます。第 1 に、ALPS 処理水の海洋放出に当たりましては、法令に基づく安全基準等の順守はもとより、関連する国際法等に基づくとともに、人および環境への放射線影響評価を行って、その水が安全なものであるということを実にいたしまして、公衆や周辺環境、それから農林水産品の安全を確保するということを基本といたします。

第 2 に、風評被害を最大限抑制すべく、これまで以上に海域のモニタリングを拡充・強化するとともに、農林水産業者の皆さまをはじめ、専門家の方々のご協力も仰ぎ、その客観性・透明性を確保してまいります。

第 3 に、ALPS 処理水を保管しているタンクにつきましては、漏えいの有無を継続的に監視するとともに、自然災害等にも備えて適切に保守を行うことで、タンクからの漏えいを防止いたします。

第 4 に、国内外の懸念払拭と理解醸成に向け、モニタリング結果など、ALPS 処理水処分に係るさまざまな情報を、透明性高く、継続的に発信するとともに、風評を受け得るさまざまな産業の生産・加工・流通・消費対策に全力で取り組み、風評被害の抑制に最大限努めてまいります。

そして第 5 に、これらの対策を講じた上でも、なお風評被害が生じた場合には、迅速かつ適切に賠償を行います。

1 枚めくっていただきまして、3 ページで海洋放出に係る設備の設計および運用の考え方についてご説明申し上げます。海洋放出に当たっての重要なポイントでございますが、必要

に応じて ALPS 等による二次処理を行いながら、希釈放出する前にサンプルタンクで必ずトリチウム、それから ALPS で除去対象となっております 62 核種および炭素 14 の測定を行い、このうち 62 核種および炭素 14 の告示濃度比総和が 1 未満であるということをし、しっかりと確認するというところでございます。この測定は当社のみならず、第三者の方にもお願いして実施するとともに、公表してまいりたいと思っております。

この後、トリチウムの濃度が 1 リットル当たり 1,500 ベクレル未満となるよう、大量の海水によって 100 倍以上希釈し、海洋へ放出いたします。移送設備や希釈設備等に異常があった場合は、直ちに放出を止めるような設備形成を行うとともに、海域モニタリングで異常値が検知された場合などにも、その放出を直ちに停止して原因を究明いたします。

放出に当たりましては、当面は事故前の福島第一原子力発電所の放出管理目標値である、年間 22 兆ベクレル。この範囲内で行うこととし、廃炉の進捗に伴ってこれは適宜見直してまいりたいと考えてございます。

なお、ALPS 処理水の放出を安定的に行い、かつ廃炉をしっかりと進めていくために必要な設備の建設が計画的に行えるよう、タンクの一時的な追加の要否についてもさらに精査するとともに、ALPS 処理水を放出して空となったタンクの解体についても検討したいと考えてございます。

以上、これらの設備の設計や運用につきましては、関係する方々のご意見を伺いつつ、その詳細をまとめ、原子力規制委員会による認可の取得のための準備を進めてまいりたいと考えてございます。

次のページにいていただきまして、今度は海洋モニタリングの取り組みについてご説明申し上げたいと思います。ALPS 処理水の海洋放出に伴う環境への影響を懸念する声が国内外にあることを踏まえ、これまで対象としてございましたセシウム 137 に加えまして、トリチウムについても重点的に測定・評価を行うこととし、海洋放出開始予定の約 1 年前から海域のモニタリングを開始したいと考えてございます。

また、第三者による測定・評価を行って、これを公開する。農林水産業者の方々や地元自治体の関係者の方々等のご参加を仰ぐなど、環境モニタリングの取り組みを強化してまいります。

この他、モニタリングの一環として、ALPS 処理水の放射線影響に関する実証的な情報を提供するために、魚類の飼育試験についても計画してまいりたいと考えてございます。

次の 5 ページでは、国際原子力機関 (IAEA) による安全性の確認について述べてございます。処分の開始前後におきまして、IAEA の専門家のレビューを受け、そのご助言・ご指導を適切に反映することで、当社の取り組みをさらに改善・強化していきます。

6 ページにいていただきまして、今度は風評影響への対応、風評被害への対策について述べたいと思います。風評影響につきましては、情報を正確にお伝えするためのコミュニケーションの積極展開に努めるとともに、農林水産品の流通促進に向けた活動を展開してまいります。風評被害が生じた場合には、専門のお問い合わせ窓口を設置するなどして対応を

強化し、生じた被害に対して迅速かつ適切な賠償を行ってまいります。これらにつきましては、7ページと8ページに詳細を述べてございます。

7ページでございます。情報を正確にお伝えするコミュニケーションにつきましては、処理水ポータルサイトのさらなる充実、ご取材やご視察の積極的な受け入れ、ウェブサイトやSNSの活用等を強化してまいりたいと思います。また、英語版を用意するなど、海外向けの正確な情報発信にも努めてまいります。

8ページにいていただきまして、賠償についての考え方を述べてございます。賠償につきましては、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、ALPS処理水放出による損害を賠償いたします。損害の確認に当たりましては、個別の事情を丁寧にお伺いし、対応し、合理的に損害を推認するなど、被害者さまに極力ご負担をお掛けすることのないよう、柔軟に対応してまいります。

次に9ページでございますが、こちらにはトリチウムの分離技術に関する取り組みをまとめてございます。トリチウムの分離技術につきましても、その技術動向について、われわれは継続的に注視してまいります。

具体的には、その実用化の可能性について、幅広い調査や提案の受付のため、第三者を交えた新たなスキームを検討し、現実的に実用可能な技術が確認できた場合には積極的に検証を進め、これを取り入れてまいります。

最後、10ページでございます。当社は福島第一原子力発電所の廃炉を、復興と廃炉の両立の大原則の下、安全・着実にやり遂げる所存でございます。ALPS処理水の処分につきましても、このたび示されました政府方針を踏まえ、具体的な計画を示しながら着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

○小早川 東京電力ホールディングス（株）代表執行役社長

最後に、繰り返しになりますが、当社原子力に関する一連の不適切な事案により、現在当社は地域の皆さまや社会の皆さまから、当事者としての適格性に疑念を持たれるほどご信頼を失っているものと改めて真摯に受け止めております。また、先ほどご説明させていただきました処理水の対応につきましても、本日ご列席の関係者の皆さまからのさまざまなお声を認識しております。今後しっかりとご意見を伺いながら、ご理解やご信頼を賜れるよう、引き続き努力し続けてまいります。

長期にわたる復興と廃炉という当社の責任を果たしていくためにも、事故の当事者としての覚悟と責任を自覚し、私が先頭に立って抜本的な改革と処理水の適切な対応について、主体性を持って取り組んでまいり所存でございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

どうもありがとうございます。説明は以上でございます。

それでは質疑応答に移りたいと思います。ご発言をご希望される方はネームプレートを立てていただくよう、お願いいたします。順次こちらから指名させていただきます。鈴木副知事、よろしくお願いいたします。

○鈴木（正） 福島県 副知事

それでは、最初に意見を申し上げさせていただきます。今般のこの基本方針につきましては、海洋放出の反対、それから陸上保管の継続を求める意見、新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されております。

国におかれましては、こうした福島県の実情を十分理解の上、処理水の処分によって、これまで県民が積み重ねてきました復興や風評払拭への努力を後退させることのないように、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全の対策を講じるよう、強く求めるものであります。その上で5点ほど申し上げます。

1点目は、処理水の取り扱いに関する理解が深まるよう、国の基本方針等について、農林水産業などの関係者や県内の自治体等に対し、丁寧な説明を引き続き継続的に行っていただきたい。

2点目は、タンクに保管される処理水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程の透明性の確保、万全な安全対策に取り組んでいただきたい。

3点目は、トリチウムに関する正確な情報を広く国内外、特に海外も含めて伝え、福島県の状況が正しく理解されるよう取り組んでいただきたい。

4点目は、国および東京電力は、新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれております水産業をはじめ、県内の農林業、商工業、観光業などに対する万全な風評対策を講じていただきたい。また、そうした対策を講じて風評被害が発生する場合には、東京電力は確実な賠償を行うとともに、国においては責任を持って対応していただきたい。

5点目は、トリチウム処理技術の検討について継続的に進めていただきたい。

最後に、東京電力に対してであります。廃炉や汚染水・処理水対策は長期間にわたる取り組みが必要でありまして、県民や国民の理解が極めて重要であります。東京電力の相次ぐトラブルや不祥事に多くの県民が不安を感じております。国においては東京電力の管理体制について、県民の目線に立った抜本的な改革が図れるよう、強く指導していただきたい。

重ねて東京電力においては、廃炉・汚染水・処理水対策の実施者は自らであるという意識を常に持ち、覚悟と責任を持って主体的に取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございます。何人か連続してご意見・ご質問等を頂いてから、回答させていた

だくようにしたいと思います。双葉町の伊澤町長様、それから次に県漁連の野崎会長様、それから農業協同組合中央会の菅野会長様、よろしくお願いいたします。

失礼しました。川内村、遠藤村長様、よろしくお願いいたします。

○遠藤（雄） 川内村 村長

川内村です。今、副知事が言われたことに尽きるんだと思います。この処理水を海洋放出するということに当たって、やはり一番は東京電力の信頼性をどう確立していくか、ということに尽きると思います。そして、それを監視する国の責任だというふうに思います。最近になって東京電力の信頼を揺るがすような報道がされてきました。

やはりこういう会社組織の中で、現在タンクの中に 7 割近くのトリチウム以外の核種が含まれている処理水を、汚染水を、どうきちんと透明性を保ちながら、それも科学的に技術的に確立しながら処理水、トリチウムだけに、その他の核種を取り除いていくかということだろうというふうに思います。科学的・技術的には十分対応していただけるというふうに思っていますが、実はこういった情報の発信のそのプロセスも、透明性を保っていただきたいなというふうに思います。

これまで、パブリックコメントなどで行われてきましたけれども、やはり聞くという立場だけで、なかなか国民の、関係者の意見に対して答えていくという、そういう時間がなかったように思います。こういうことが、やはり信頼性を失う一つの要因だったというふうに思いますので、ぜひ今後、情報発信の上では、そのプロセスもきちんと説明していく。結果だけではなくて。そういうことが必要なのかなというふうに思います。

それから、やはり国民の理解をどう醸成していくかということは、ただ単に情報発信だけではなく、やはり国がそのことをきちんと担保していくということが必要だと思います。第三者機関の評価も取り入れていくということでもありますので、やはりそういうことも含めて、その中でプロセスを情報発信していただければなというふうに思います。

それから、やはり一番心配するのは、漁業者への風評被害が再燃するんじゃないかと。併せて観光業とか、それに関するさまざまな業種が関連している。そういったところも含めて、風評対策をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。野崎会長、よろしくお願いいたします。

○野崎 福島県漁業協同組合連合会 会長

県漁連の野崎でございます。県漁連といたしまして、漁業会は当然、この ALPS 処理水の海洋放出については反対いたします。ただ、われわれはこの地元で土着して漁業を続けるというのも、また総意でございます。この二本柱が漁業者の意思としてまとまっております。

この立ち位置で、非常に意見が分かれるんですけども、このような漁業者の立ち位置の中で、今回、国と東京電力から海洋放出に関する基本方針をお示しになりました。

ただ、われわれ、国と東京電力から、バイパス、それからサブドレンに対して協力した際に、回答書として関係者の理解なしには ALPS 処理水の海洋投棄は行わないというような回答を頂いております。この件、まずこのハードルを乗り越えて、国、東電ともご説明いただければ、これらの基本方針への信頼性が担保されるものではないと思っております。

なお、ロードマップの中におきましても、言葉は若干違いますけれども、関係省庁の理解なしには海洋放出は行わないというような記載がございます。各関係省庁とも、どのような理解を示したのかもお示しいただいて、この論拠を説明いただいた上で初めて信頼性が担保される基本方針かと思われますので、ご検討方、よろしくお願ひしたいと思います。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。菅野会長、お願ひいたします。

○菅野 福島県農業協同組合中央会 会長

それでは、何点か確認させていただきたいというふうに思います。昨年4月に意見を述べる会といたしますか、ありまして、3点、いわゆるトリチウムの除去についての考え方、先ほど今日の資料なり報告にもございました。現時点では、それに匹敵するような技術対策はないと。ただ、今後ともそれは模索していくというような回答があるようでございますので、これについては十分、一つこれからの期間であっても適切にお応えを頂きたいと。

それから2つ目としての風評被害の問題等についても、いろいろとご提案させていただいたり、お話をさせていただいた経過があります。特に私どもの近隣諸国の中で、まだまだ輸入規制を、これは政治的な色彩もあるかもしれませんが、ここは国の責任として明確に国際的な国のほうにこの輸入規制を解除するための、これだけの安全性を国が、そして東電がお話ししている中で、何でそれができないのかと。他の国にできないことが、この国民にできる。そこ自体が、ちょっと理解しにくいところもあるのではないかとこのように考えております。これらについて、具体的に今後の展開等についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目として、放射能教育の強化ということも、その時点でお話をさせていただきました。復興庁がこれらに対する読本を作って学校のほうにお渡ししていると。学校でどれだけ使われているか分かりませんが、どうもやはりこれらに対する教育、そういう分野がまだまだ地に着いていないのではないかとこのように考えております。これらの具体的な教育の時間等々があったとすれば、それらについて、了知している部分についてお話を聞かせていただきたいと思いますというふうに考えております。

それから具体的には、1年経過する中で、これもやはり国なり、その対策等について、何らか見えていないなというふうに感じておりますので、もっといろんな国民向けの強化を、対策等についてのお知らせを一つお願ひしておきたいなというふうに考えています。

そこでちょっと確認事項でございますけれども、資料の中に告示濃度比総和が1未満とか、いろいろあるんですが、どうも専門的な用語を使って何か分かりにくくしていないだろうか。これはどういうことかということ、本当は国民のレベルまで落とす必要があるのではないかと。

それから具体的には、22兆ベクレルを1年間で放出するとすれば、今あるタンクはおおむね100万トンを超えて125万トンとか150万トンとかいわれる量をやったとき、どれだけの時間がかかるんだと。やはり福島の中でいろんな状況を考えたときに、これから2年後に海洋放出が始まったときに、どれだけの期間をこれから要するんだということも含めて、概要としてきちっとお話をしておくべきところがあるのではないかと、というふうに考えております。

それと併せて、これらのいろんな取り組みの中で、どうも国民をというよりも、福島県民を分断するような仕掛けがどこかにありはしないだろうか、というふうに感じるところがあります。そういう意味では、県民が基本的には復興という部分と、これから具体的な将来に向けて福島を再生していくための精いっぱい取り組みをしたい。そしていち早く廃炉もしていただきたいというこの部分の中で、県民が一つになれるような方策についても、これは国のほうで万全を期して、やっぱり考えていただきたいなど、かように考えております。

なお、私のほうからお話をさせていただきました海洋放出の安全性の解決策といえますか、魚類の養殖といえますか、これを通じて、より安全を担保するというような部分については、その方向性が打ち出されておりますので、これについては適切に関係者の指導を受けながら、答えを頂きたいというふうに考えています。

以上であります。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。鈴木副知事、遠藤川内村長、野崎漁連会長、それから福島県農業協同組合の菅野会長からご意見を頂きました。国、東京電力から回答をお願いいたします。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

それでは、お答え申し上げます。多くの方にご発言いただきたいものですから、回答が手短になる点をご容赦いただければというように思います。

まず鈴木副知事からご指摘がございました、県としてのまさに苦しいお立場、ジレンマを抱えていらっしゃるお立場に加えまして、5点のご要請、かつ東電の体制に対しての国への管理の強化、指導ということでございます。いずれもご指摘のとおりかと思っておりますので、これは一つ一つ形にする中で、また随時進捗をご紹介し、またご意見を頂戴できればというふうに思います。

それから、遠藤川内村長からお話がありました東電の信頼性のお話。それから情報発信の仕方、あるいは情報発信のプロセスの透明性をというご指摘がございました。私どももさま

さまざまな形で双方の意見交換というのは、いろんな形でさせていただいてはおりましたけれども、一言で言って、まだまだ足りないというご指摘だというように思います。プロセスも透明にということについては、まさにそういうところは反省して、きちっと多くの方々と意見交換をさせていただき、また、説明をし、その過程を明らかにさせていただければというように思います。

それから、漁業者の皆さま、あるいは観光、その他産業への風評についてのご指摘も頂きました。これも今日は本当にさわりですけれども、ご紹介させていただきましたが、きちっと対応していきたいというふうに思います。

ここで、一点だけ。皆さまのお手元に資料 3-3 というのを配っています。これは何かというと、昨日の閣僚会議で配られた資料でございます。この中で、もう決定後、直ちに具体的に各省動いていこうということで、内容はご説明いたしませんけれども、2 ページ～6 ページは、どの役所が何をするのかということを決めております。きちんと担当省庁を決めて、どんどん動いていくということ。これを具体的に明らかにしていくということで、政府として取り組んでまいります。

また、この資料の 8 ページ目は、今後の進め方と主なスケジュールというのを記載させていただいています。昨日が第 1 回実行会議、第 1 回目の閣僚会議でございましたけれども、この場で自治体の皆さま、各業界、あるいは関係者の皆さまに、基本方針に関する説明を徹底していくということが決まっております。いろんなところに出掛けていき、ご指摘があったように、透明なプロセスの中で進めていければというふうに思います。

また、この閣僚会議の下には各省横断のワーキンググループをつくります。この中で関係者からヒアリングをし、もちろん、ご地元に出向くことも考えております。関係者からヒアリングをしながら動いていく。そして夏ごろには課題の抽出、この点の対応の整理ということをご想定してございます。これは夏まで何もしないということではありません。もう方針決定後、直ちに動いていくわけでございますけれども、その動いた結果の検証なんかも含めて、さらに追加すべきものがあれば追加をしていくということでございます。

そして、今年中には処分後、放出後も含めた行動計画を策定していきます。決定後、いろいろ動く中での政策の評価も含めて、より中長期的に、放出後も含めた対応を行っていくと。政府を挙げた取り組みをしていくということでございます。

それから、野崎会長からお話ございました。私などが一口で申し上げられるような内容ではないですけれども、今、野崎会長のお言葉の中に、本当に漁業者の皆さまのご不安、ご苦悩、それから 10 年間積み上げてきたご苦労が入っているかというように思います。

ご指摘がございました国からの回答についてでございますけれども、私もまさに昨日、もうご指摘がございましたけれども、説明が足りていないということがございます。より理解を深めるために、さまざまな形でまた皆さまの下にお伺いしながら、全力を尽くしていきたいというように思います。またさまざまなご指摘、ご指導を頂ければというように思います。

関係省庁との関係についてコメントがございました。水産庁からも、説明を尽くせという

ことで厳しく言われております。まさに回答書である内容、ロードマップである内容、これをきちんと、きちんと実行していくために、まずさまざまな形でご説明させていただいて、いろいろな意見交換をさせていただければというように思います。恐縮でございます。

それから、JAの菅野会長からお話がありました。除去技術については、ご指摘がございましたように、これからもきちんと注視して、いいものがあれば採用していくということが大事かと思っております。その姿勢でお話をしていきます。

それから風評対策について、特に農業者の皆さまには輸出規制の関係で、いろいろな形でご迷惑をお掛けしております。まず、今回のことで新たな風評が諸外国で起きないように全力を尽くしてまいります。その上で、まだ輸入規制が残っている国がございますので、これは政府を挙げて取り組みをしてまいります。閣僚会議の中でもこういう指摘があるところでございますけれども、それをきちっとやっていこうというように思います。

それから教育につきましても、今回こういう形で決定をしてまいりましたので、小中学生とかを含めてという形になりますけれども、新しい形でさまざまな広報を進めていければというように思います。

それから風評対策について、こちらもご指摘がございました。今までの説明の繰り返になりますけれども、国を挙げた対応として、その動きがきちっと皆さまに伝わるような形というのをやっていきたいというふうに思います。あるいは、ご指摘がございました養殖等についても、魚の飼育についても、きちんと、きちんと途中状況をお伝えしていきたいというふうに思いました。

福島の分断を仕掛けているのではないかというような厳しいご指摘もございました。私どもはきちんと安全性を確保し風評対策を行っていく。廃炉と復興の両立というのが、言葉だけではなく実質を伴うように全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○小早川 東京電力ホールディングス（株）代表執行役社長

東京電力の小早川でございます。まず鈴木副知事からのご要請の中身につきましては、まず一つ一つの丁寧な説明、もしくは情報発信の正確性ということにつきましては、私どもとしても国と連携し、しっかりと分かりやすい説明をさせていただきたいというふうに思います。また、しっかりと対応してまいりたいと思います。

ただ、これは鈴木副知事、それから遠藤村長からもお話がありました、当社に対する信頼性が失われているという。ここについては大変重く受け止めております。2月13日の福島県沖の地震において、3号機に設置しました地震計の故障が放置されていた問題や、また、タンクのずれ、水位計の低下などの情報の公開に遅れがあったことなど、さまざま、私どもの情報発信、それからオペレーションに対して、非常にご不満・ご不審を抱かせてしまったことにつきまして、本当に申し訳なく思っております。

また、柏崎刈羽の原子力発電所において核物質防護の一部機能喪失という大きな、これは

規制委員会のほうから赤という評価を、行政処分を受ける、非常に原子力事業としては、あってはならない事案を起こしてしまい、本当に申し訳ございませんでした。

こうしたご不審、当社の運営能力に対して大変ご信頼を失っている中で、こうした ALPS 処理水の政府決定を受けて対応していくということになり、私としても本当にこれはしっかりとうみを出し切り、抜本的な改革が必要だというふうに考えております。総じて、私がしっかりと責任を持って対処してまいります。それぞれの事案についての原因究明はもとよりですが、経営の最優先事項として私が責任を持って対処してまいりたいと思います。

その上で、今日申しましたが、まず福島第一につきましては、やはり震災から 10 年たっておりまして、さまざまな劣化、もしくは今後の長期的な計画の中で、長期的な作業の中の不安要素もありますので、しっかりと総点検をして、しっかりと計画的に、そのリスクに対して低減するような考え方を、今後しっかりと公表させていただきたいというふうに思います。私どもとしても、あれだけ膨大なさまざまな作業が伴いますので、しっかりと総点検の計画と、それから、それに対しての対処の考え方について、しっかりと表明させていただきたいというふうに思います。

また、特に遠藤村長から頂きました、いわゆる情報発信の遅れ、分かりにくさということは、本当にこれまで何回も繰り返してきておりまして、私どもも反省すべきこととしまして、実際にその設備を計画する時点から、どういう考え方で計画し、またそこにはどのようなトラブルリスクがあって、それはどういうところに、ここは安心で、ここはこういうふうな考え方でやっていますということを、しっかり事前にお伝えすべきところを、なかなかそれができていなかったというふうに。非常に弱かったというふうに考えております。

今後、これは廃炉計画の中身全般になりますけれども、この ALPS 処理水の考え方も含めてしっかりとご説明を尽くし、ご理解いただけるように、私どもとしてはしっかりと説明を尽くしてまいりたいと考えておりますし、その中でさまざまなトラブルに対するご懸念をあらかじめ頂戴して、その中身を、設備の着実な安全計画のほうへ反映していくというようなプロセスを踏んでまいりたいというふうに考えております。その上で、広報担当者とか技術担当者というのを分けることなく、事務と技術が一体となった実働チームをつくって、しっかりとご意見をお伺いして、それを計画に反映していくという、このプロセスを踏んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

また、風評被害に対して非常にご懸念があるというふうに認識しております。まず、私どもとしましても、風評影響が起こらないようにしっかりと情報発信、もしくはしっかりとしたオペレーションで対応していくことが、まず第一だというふうに考えておりますが、その中でさまざまな関係者の皆さまから丁寧にご意見をお伺いしながら、われわれとしてやるべきことを最大限やるつもりでございますので、しっかりとお伺いして、われわれとして、とにかく立場を超えて、われわれの責任を果たしてまいりたいと考えております。その上でご懸念のある中身については、あらかじめ、どういった形で賠償すればいいのかということもご意見を伺いながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

野崎会長から頂きました、私どものほうでサブドレンの放水の際にもお約束させていただいた中身につきましては、私どもは震災事故から 10 年間、本当にこれまで漁業者の皆さまには多大なるご迷惑をお掛けし、本当に心から申し訳なく思っております。その中で県漁連様と交わさせていただいた約束文書につきましては、約束をしっかりと順守してまいりたいと考えております。

一人でも多くの関係者の皆さまからご理解・ご信頼を賜りますように、しっかりと私どもとして説明を尽くし、また、ご懸念があることにつきましても、例えば生産・加工・流通・消費に至る風評対策につきましても、できるだけわれわれが汗をかいてしっかりと努力し、しっかりとご理解が得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、このお約束させていただいた文書の中身につきましては、この今の断面だけではなく、私どもの廃炉作業が終わるまで守られるべきものだというふうに考えております。引き続き、しっかりとご理解いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

菅野会長から頂きました一つ一つにつきましては、しっかりと私どもとして役割を果たしてまいりたいというふうに考えておりますが、特に専門用語が分かりにくいというご指摘につきましては、私どもとしましても、今後さまざまご意見を頂きながら、ここはしっかりと分かりやすくお伝えできるように、できるだけ工夫をして努力してまいりたいというふうに考えております。

また、魚の飼育につきましてもご助言を頂きましたが、本当にこれは一例でございまして、安全性、安全であるということを証明できることがあれば、引き続きさまざまな角度から取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後もいろいろご指導いただければというふうに思います。

私からは以上でございます。

○小野（明） 東京電力ホールディングス（株）福島第一廃炉推進カンパニープレジデント

よろしゅうございますか、一つだけ。菅野会長からお話のことに一つだけ付言させていただきます。22 兆でいった場合に、どのくらいで放出が終わるのかというご質問がございましたが、われわれとしては、まずは汚染水の発生量。現在、1 日当たり 150 立米以下というところで推移してございますが、これをどんどん減らしていくこと。まず、この取り組みをしっかりとやっていくことが非常に重要だと思っています。それによって ALPS 処理水というのは当然減ってまいりますので、まずはこのところをしっかりとやってまいりたいと思います。その上で、1F の今後 30 年という非常に長期にわたります廃炉の期間。この期間を有効に活用しながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。引き続き質疑に入りたいと思います。それでは、次に小井戸理事長様、宮本町長様、お2人が今挙がっております。他にございませんでしょうか。では、なければ。失礼しました、いわき市の清水市長様、お3名の方。それでは、先ほどの順番でお願いいたします。

○小井戸 福島県旅館ホテル生活衛生協同組合 理事長

本日は丁寧な説明、ありがとうございます。昨年の意見聴取会でわれわれは、福島県がいまだに経済的なダメージを受けているのは、放射能という人体に害のある物質が、現実には空气中に拡散して土壌などに蓄積した。放射能という人体に害のある物質が現実には。その実害で、風評被害ではないと考えます。その中で、福島県沿岸への放出は絶対反対ですけれども、他の都道府県で受けてくれるところがありますか。

ということで、ただ、結論を先送りにすれば負の遺産はさらにどんどん、どんどん増え続けて、古いタンクから腐食して漏れ出すというようなこともあって、県旅連だけが海洋放出を支持しているというような切り取り報道もありましたけれども、われわれとしては苦渋の選択肢として海洋放出を容認せざるを得ないということを申し上げました。実際、今回、処理水の福島県沿岸に放出する期間にもたらされる損害は風評被害だけではなくて、故意の加害行為による損害だと考えています。実は10年間、目に見える部分の復興は進んできましたけれども、心の復興はまだ進んでいないというのが現状です。

で、賠償金の問題で解決できる問題ではありませんけれども、ちょっと重複はしますが、海洋放出によって風評被害を含め損失を被るのは、第1次産業がクローズアップされますけれども、第2次、第3次産業、全ての業種に対して損害賠償が発生します。これを処理水の処分が終了するまでの全期間にわたって速やかに実行できるように、政府によって因果関係の立証、その支援を担うと同時に、東電には手続きの簡素化と迅速な賠償の実行を指導していただきたいと思っています。

実際の損害の因果関係の立証というのは、ADRも困難で、かつ長期化しておって、個別の事業者が行うとなると、体力のない事業者はもう廃業をせざるを得ない。実際に廃業したところも出てきております。

それから、先ほどトリチウム以外の放射性核種も対象とし除去することとかもお話しただけでしたが、海外の事例でもあるように、影響が少ないように、この2年間の間、日本の技術力を結集して、できたらパイプラインなどで沿岸からできるだけ離して、沖合に流すようなことも模索していただきたい。なおかつ昨今、海外からの中国とか韓国とか、反応が気になりますけれども、圧力に屈しないで、日本の科学力で安全性を見える化、かつ数値化して、世界に向けて真摯に説明を続けていただきたいということです。

また、福島県民、そして国民へ丁寧な説明もこれからはするでしょうけれども、理解しようとする方はいるし、それで反対だという方もいますけれども、無関心の方もいるわけです。で、感覚的に嫌だということで、絶対風評はなくならないと思います。絶対に起こります。

その結果、福島の農林水産物、いまだに取引価格が低い状況です。ですからこちらも、できれば政府主導で、適正価格で県産品を他の都道府県が一定量購入して消費することを義務付けるような仕組みとかをつくっていただければ、などと思っています。よろしく願います。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐
ありがとうございました。宮本町長、お願いいたします。

○宮本 富岡町 町長

富岡の宮本でございます。今般 ALPS 処理水の処分方針が決定されましたが、私からは、これまでも申し上げてきたとおりであります。改めて大きく 3 点ほど申し入れをしたいと思います。

1 点目は、関係者に対する理解です。国におきましては、地域住民や関係者の皆さまのご理解が得られるよう、これまで以上の丁寧さで広く説明を尽くすとともに、IAEA などの協力を得ながら、国内はもとより諸外国の理解もしっかりと得られるよう、国の継続した取り組みを求めます。

2 点目は、風評対策です。風評を発生させない、または小さなものとするために、丁寧で分かりやすい説明を、地域住民や関係者の皆さまには当然のこと、国民の皆さまに継続して行うことが必要と考えますので、政府にはこのことを引き続き求めます。また、これまでの 10 年間における継続した対策をもってしても、原子力事故に起因する風評被害は払拭できない現状を鑑み、さらに一步踏み込んだ徹底した対策を講じていただくことが必要と考えますので、このことについても強く求めたいと思います。

3 点目は、東京電力の管理体制です。このところの一連の事象で、東京電力に対する信頼が著しく低下しているということ認識していただかなければなりません。廃炉作業を確実に進めていくためにも、信頼の源となる正確な情報を可能な限り速やかに公表していただくことが極めて重要であります。特に処理水の処分に関しては、漁業者や漁業関係者のみならず、全ての国民に直接的な影響があるものと認識しますので、決定した情報の公開を求めるとともに、トリチウム以外の放射性物質が確実に除去され、安全な方法で処分されるということが第三者の目で確認、検証できる体制の構築も併せて求めます。

私からは以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐
ありがとうございました。いわき市の清水市長様、お願いいたします。

○清水 いわき市 市長

いわき市といたしましては、これまであらゆる機会を通じまして、再三にわたり処理水の安全性について科学的な根拠を基にしっかりと国内外に説明し、関係者や国民の理解と合意を得てほしいと。また、海洋放出方針を決めるのであれば、具体的な風評対策を示してから方針を決定するよう求めてまいりました。

今般、関係団体、国民の理解が得られたとは言えない状況の中で、海洋放出を決定したことについては誠に遺憾であり、現時点では、市としては承服できるものではありません。国民の理解が不十分なままでは、再び市民や事業者が風評被害の犠牲になることは明らかであります。具体的放出までには、まだ時間があるわけでありますので、国や東京電力は、これまで以上に国民の理解と合意をしっかりと得るよう、全力を尽くして説明に当たっていただきたいと考えております。

既に方針が決定されているんですけども、マスコミを通じて風評被害というのがじわじわと上乘せ・拡大されていると感じております。風評被害については、見えないからこそ悩ましいというのがあります。1次産業、特に水産業。さらには、先ほどもお話がありましたが、観光業、あるいは地域の振興についても、やはりじわじわと悪いイメージといいますか、そういうのは何らかしらの形で出てくるものだと思っております。

先ほどの補償の話も、国、そして東京電力が前面に立ってしっかりとやっていきますというようなお話もありましたが、原発事故の補償についても、自治体として東電に請求させていただいておりますが、これも100%頂いているわけではありません。こちらのほうがしっかりと説明しないといけないということでありますので、被害者が加害者に対して説明責任を負うというの、なかなかいかなものかというふうに感じておりますので、その点についてもしっかりと対応していただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上であります。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。小井戸理事長、宮本町長、清水市長からご意見を頂きました。もうお一方、ご意見を頂いて、国、東京電力からの回答にまいりたいと思ひます。それでは白石市長様、次にお願ひします。白石市長様の後に、国、東京電力の説明を挟みまして、その後、南相馬市の門馬市長様、それから浪江町の吉田町長様、それから葛尾村の篠木村長様、お願ひいたします。

○白石 田村市 市長

ありがとうございます、田村市でございます。いくつかお伺ひしたいことがありました。

10年前より大変な被害、また風評被害を受けている福島県であります。そこで、今現在、東電さん、そして国が、この風評被害が起きた頃の福島県が、例えばマックスのときの風評被害を100としたときに、今現在どのぐらいまで風評被害対策を講じて、そして今は風評被害を払拭したのか。その認識をお尋ねしたい。今回の海洋放出に対しては、国を挙げて風

評被害対策をするというようなお話でございましたが、現在までは国を挙げてこの風評被害対策をしていなかったのかどうかも含めて、お尋ねしたい。

そしてもう一つは、やっぱりやっかいなのは風評被害だというふうに思っております。私も田村市は沿岸よりだいぶ離れておりますが、それであっても今現在、米の価格も元に戻っていない。さまざまな風評被害を受けております。そのようなことで、国、東電としては、風評被害の原因は何だとお考えなのか。私は、場当たりの風評被害対策というのをやっておられるような感じがしてございまして、その風評被害はなぜ起こるといふ、その原因をしっかりとつかんで、その原因を対策するというふうなことを、やっぱりしっかりとやらないと、永遠に続いていくような気がしてならないんです。

ですからその辺も含めて、今現在の10年たったちょうど今、ここに至って、風評被害をどのくらい払拭したのかというような認識をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

それでは、順次お答えいたします。小井戸理事長のお話中에서도故意の加害行為というような厳しいお言葉がございました。

まず風評影響は、ご指摘がございましたように、1次産業ではなくて、2次、3次、もちろん観光も含みますけれども、発生してくるものだというふうに思っております。従って、その風評影響を抑制するための活動、新しい情報発信、あるいは販路開拓、誘客促進というようなところはきちんとやっていきます。また、その過程でいろいろご意見も頂戴できればと思いますけれども、加えて、それでもなお被害が発生することがあると思いますので、ご指摘がございましたような賠償につきましても、期間とか業種とか、そういうのを限定せずにやっていくということ。

それから、さらに因果関係の立証が難しいというお話がございました。これは本当に実感のこもったお言葉だと思えます。まさに国としても、この部分については入り込んで対応していく。例えば、これは白石市長のご発言とも重なってきますけれども、風評影響についての調査をきちんとやって、今回のことでどういうことが発生しているのかということは常に把握しながら、立証のご負担を被害者に寄せることがないようにということは、まさに政府方針の中の大きなメッセージでありますので、これをしっかりと実現していきたいというふうに思います。

それから、外国を含めて、事実に基づかない指摘をされるようなこともございます。こういったところについては、いろいろな形で情報発信をしてきておりますけれども、きちんと、きちんと、反論すべきところは反論していく。あるいは、こちらのほうから新たにどんどん

情報発信をしていくということは、続けていきたいというように思います。無関心の方もいる、それから、絶対に風評被害は起きるといようなご指摘がございました。これも繰り返しますが、政府が関与しながら取り組んでいきたいというように思います。

それから、宮本町長からご指摘がございました、大きく言って3点ということについて、これをしっかり受け止めて、やらせていただきたいというように思います。特に風評影響について、10年たってもまだまだ起きている、踏み込んだ対策が必要であるというご指摘がございました。私ども、この各省調整等の中で、この方針決定に至るまで、対策の検討、充実に努めてきたわけですが、やはりこの新しくできました閣僚会議の下でのワーキンググループのヒアリング等を通じて、より具体化、深掘り、そして、できるものからどんどんやっていくという対応をさせていただければと思います。

それから、清水市長から市のお立場の表明がございました。われわれとしても、しっかり受け止めていきたいというように思います。なかんづく、ご指摘の中で、理解が足りていないのではないかと。これについては、まさにご指摘がございましたように、これから国、東電で、国民、もちろん、あるいは国外を含めて理解醸成活動を、どこまでも努力を続けていく。そしてまた、その努力の中で、さまざまな新しい手法なども考え出していくという形で対応していきたいというように思います。

それから賠償についても、今、一言で言うと、実際の運用についての不信というか、そういうことについてのご指摘もございました。被害者が加害者に立証責任を負うのはおかしいというお話がございました。立証責任を一方的に寄せることなく、分かりやすい考え方を示していくということが、これは東京電力のみならず、国としての使命であると思っております。

白石市長から、風評と一口に言うけれども、これがどういう状況かを評価して、まずその認識から、原因からきちんと対応していくことの必要性についてのご指摘がございました。これまでも復興庁等を通じて、関係各省で風評影響への調査を行ってきております。これは一言で全体の何%とか、そういう数値はなかなか難しゅうございます。いろいろな場面でいろいろなところがございますけれども、まさにご指摘がございましたとおり、しっかり調査をして、何が起きているかの調査をして、それへの対策・対応を考えていくというところをしっかりとやっていきたいというように思っております。

以上です。

○小早川 東京電力ホールディングス（株）代表執行役社長

東京電力の小早川でございます。まず、小井戸理事長様からご指摘いただきました件、当然、私どもも1次産業だけでなく、さまざまな皆さまへご迷惑をお掛けしているものと、本当に申し訳なく思っております。今後の考え方につきましても、私どもとしましては、お示ししましたとおり、業種・地域を限定せずにしっかりと賠償させていただく方針ではありますが、まずは風評影響を発生させないことが重要だと考えております。

私どもとしましては、農林水産業だけでなく観光業その他さまざまな業界の皆さまのご意見をしっかりと伺いしながら、われわれとしてそこに対して風評を起こさないような、一つ一つの活動を積み上げてまいりたいというふうに考えております。引き続きご指導いただければというふうに思います。

また、宮本町長から頂きました件、この処理水の扱いに対してはおっしゃるとおりでございますが、特に東京電力、当社が今信頼を失っている状況につきましては、先ほどからの繰り返しになりますが、しっかりと立て直してまいります。その中でも、特に正確な情報発信についての特段のご意見を頂きましたので、私、先ほどから述べましたとおり、しっかりと、その発信の部分だけではなく、実際にその計画をする部門から、一体となって間違えないように、しっかりと作り直してまいりたいというふうに考えております。

それから、清水市長からいただきました件、まず前提として、ご理解がまだまだ得られていないということについては、大変重く受け止めます。私どもとしましては、これからしっかりと中身を計画していく中で、ご理解が得られるようにしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

その上で、これまでの賠償に対する対応につきましても、お叱りを頂きました。私ども、本当に大量定型的なものから個別の賠償に作業の中身が移っていく過程の中で、私どもとしても一つ一つ、本当に改善してまいっているつもりではございますが、それでもなお、まだまだスピード、それから被害者の皆さまにしっかりと寄り添った対応ができていないかといえ、まだまだ改善の余地があるというふうに考えております。

この風評の、この ALPS 処理水の賠償の考え方ではなく、基本的には、私ども福島第一原子力発電所の事故の当事者として、最後のお 1 人までしっかりと賠償させていただく大きな方針に変わりはありませんので、足元のそういった手続き、オペレーションに対しても、しっかりと改善してまいりたいというふうに考えております。

また、白石市長から頂きました、風評は当初と比べてどうかというお問い合わせですけれども、私も手元に今、正確な数字があるわけではないですが、やはり科学的な安全性だけではない、なかなか消費者の皆さまが受容していただけないということが、非常にこの風評の難しさだというふうに感じていて、しかも私どもが本当に事故の当事者として、10 年前に引き起こしたこの事故で、今なお根深い風評があるということだというふうに考えております。

ですが、さはさりながら、私どももこの数年間、首都圏を中心に、できるだけ福島の県産品を外食、それから百貨店、スーパーで扱っていただくなどの活動を続けてきまして、かなり、やはりおいしい福島の食材に対して、消費者の皆さまの本当に評判もよく、私としてはしっかりと手応えを感じております。

やはり安全性だけでは風評は消えないと申しましたけれども、安全性をしっかりと証明することが、やはり風評を、その消費者の皆さまにご理解いただくベースだというふうに考えておりますので、私どもとしましては、しっかりと安全に関わる部分につきましては、正確な情報発信、それから決して間違えないようなオペレーションを最低限やる必要がある

というふうを考えております。

ですが、風評自体がどういうメカニズムで起こるかにつきましては、まだまだ私どもとしても全容が分かっておりませんし、これは努力し続けるべきものだというふうに考えておりますので、引き続きしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。引き続き門馬南相馬市長、吉田浪江町長、篠木葛尾村長、それから松本檜葉町長、鈴木水産市場部長でお願いいたします。

○門馬 南相馬市 市長

まず、先ほど副知事のほうから、主に5点についての要請等がございました。これについてはそのとおりと思います。ぜひお願いしたいと思います。

その上で、あえて3点、述べさせていただきます。まず1つは、十分な説明がされているかという点であります。私ども、2月の末に市民説明会を行いました。これまでにない不安の声、反対の声、説明不足の声が多くありました。決して昨年より良くなっているという状況ではありません。

加えまして、今、震災から10年経過する中で、あるいは避難指示が解除されて、小高区で5年に間もなくなります。こうした中で、この地域が安全で住みやすいという状況をどうやってアピールしていくかと。そして帰還を促進するか。チャレンジする新しい人をどうやって呼ぶかという中での今回の決定であります。タイミングがあまりにも悪いといえますか、説明が足りません。しっかりと国、東京電力とも対応をお願いしたいと思います。

2点目です。結論ありきでない対応をお願いしたいという点で、一つだけ追加させていただきたいと思います。今回の処理水の放出に当たっては、県内での放出がありき。これだけの議論のように見受けられます。国がこれだけ処理水の安全性を訴える中でも、県内でしか処理できない。一方で中間貯蔵施設、30年で県外に持ち出します。この処理水でさえ県内でしか放出できないとすると、県外に持ち出すということの信頼性が薄まります。ぜひ、さまざまな視点、対応。結論ありきでない対応をお願いしたいというのが2点目。

3点目。信頼性、あるいは賠償の問題であります。東電に対するこれまでの問題、あるいは賠償の問題が出ております。特に賠償については、時間とともに求められる資料が多くなっております。加えてADRの裁定でさえ拒否するという時代になっております。

こうした中で、国から東京電力に対してしっかりと賠償するように。東京電力でも分かりましたと。そういう回答でも、多くの市民は納得できません。東京電力の資料の8ページに、「具体的な賠償基準等を丁寧に説明し」という一文がございます。方針だけでなく、ぜひ国からも具体的な賠償の仕組み等を事前に考えて、国も含めて考えていただきたい。

その上で、この賠償が発動されないことを祈っております。賠償されればよいという問題

ではありません。でも、万が一の場合には、こういうふうに賠償するという基準をできるだけ早く明確に出してください。そうしたことによって、事業者等は安心する側面があります。こうした基準が発動されないことを祈りつつ、ぜひ具体的な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐
吉田浪江町長、お願いいたします。

○吉田（数） 浪江町 町長

浪江町です。震災から10年が経過いたしました。一部避難指示解除から丸4年が経過したわけですが、今、当町は農林水産業の復興に向けて、ようやく一歩を踏み出した状況でございます。また、福島第一原発から最も近い請戸漁港を抱えております。今回示された方針次第では、町が掲げる「持続可能なまちづくり」の阻害要件になってしまうということを、今まで何度も申し上げてまいりました。

科学的な安全と安心は当然イコールではありません。ようやく芽吹いた復興の芽を枯らすことがないように、国の責任の下で風評対策を含めた取り扱い方針について、慎重に判断をするよう要望を重ねてまいりました。

今、申し上げたいのは、ただいま鈴木副知事のほうから発言があったことに尽きると思いますが、今回の方針決定の後も引き続いて丁寧な説明、あるいは正確な情報発信によって、広く国民の理解を得る努力は当然必要不可欠なものだと思います。このことが風評対策の基本になっていくのだらうと思います。

国の責任の下で風評を防ぐ十分な対策と、風評被害が完全になくなるまで万全な支援＝を行うべきだと思っておりますので、このことについて強く求めてまいりたい。

以上であります。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐
ありがとうございました。篠木村長、お願いします。

○篠木 葛尾村 村長

葛尾村長の篠木でございます。先般、一番最初に県の副知事のほうからお話があったこと、これに尽きる私は思っております。そういう中で、この処理水の問題については、科学的根拠に基づく安全性の確保、それから風評被害の万全な対応を取ることを強く要望したいというふうに思います。

そういう中で双葉郡の抱えている問題、皆さん、ご存じのとおり、帰還困難区域を抱えている町村がまだあります。そういう中で、その拠点から外れた区域の方針。それから、処理

水には関係ないんですが、第一原子力発電所の廃炉の問題。これは避けて通れないというふうに私は思っています。そういう中での、この汚染水の処理の問題については、しっかりと国、それから東京電力に、大きな課題として対応をお願い申し上げたいと思います。

最後に、まずもってこの双葉町も、特に苦渋の思いで中間貯蔵施設を受け入れた大熊・双葉両町、それから富岡・楡葉のエコテックについての最終処分場。これは県内の汚染土壌を受け入れているわけでございます。そういう中で、双葉郡の今の状況をしっかりと国、県のほうで認識していただいて、最後まで責任を持って、前面に立って取り組んでいただきたい。私はこれに尽きるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。松本楡葉町長、お願いいたします。

○松本 楡葉町 町長

以前から処理水の処分については、最終的には政治判断しかないというふうに思っておりました。今回、海洋放水という方向性を示されましたが、これがいいか悪いかは別にしても、政治判断があまりにも遅過ぎた感が否めないというふうに思っております。言い方を変えれば、傷口が最大限に大きくなってから決断されたというふうに感じております。それは同時に、この件についてわれわれは風評被害を受けていたということでありました。そういう中において、これからさらに重ねて申し上げますけれども、風評払拭と賠償をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。楡葉に限らず、これから移住・定住政策を進める上で相当な影響が出ますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

冒頭、須藤事務局長補佐から、処理水の動画を見せていただきました。これが国民へのメッセージだと。メッセージとして使わせてもらうというようなことだったと思うんですが、これは以前、私、この会議の中で、トリチウムに関する、全体的には処理水に関することでありますが、小学生でも分かるようにお願いしたいというようなことを申し上げた記憶があるんですが、これは表面に出てこなかったんです。で、その間、海洋放出と風評の方向性2つが決まってから、その間、多分、皆さんやられていたんですけども、対応策として考えられていたとは思うんですが、全然われわれのほうに伝わってこなかったという部分があります。

ですから加えて、子どもから大人までしっかりと理解できるような広報活動といえますか、そういったことを強く求めたいと思います。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。続きまして鈴木水産市場部長、お願いいたします。

○鈴木（健） 福島県水産市場連合会 青年部部长

福島県水産市場連合会の鈴木でございます。まず、10年前、私どもに起こったのは、相双地区の商圏9万人の喪失により多くのお客さまを失いました。そして、目の前で取れる魚の量の減少とマイナスのイメージ、これにより、福島県の市場としての販売の武器失いました。

10年たった今でどうなっているのか、お分かりと思いますが、相双地区の皆さんはまだほとんど帰ってきておりません。前浜の漁もやっと試験操業から拡大操業へと移りますが、本操業へはまだ至っておりません。要するに、実被害と風評被害がいまだに大きくダメージとして残っていると感じております。

しかし、その中で私どもの会社は、去年、自助努力で震災前の水準まで戻しました。ただ、われわれ連合会の中では、会員の中に、まだまだ突破口が見いだせていない、そういった市場もたくさんございます。この売り上げを戻したといっても、相当な時間と経費と労力、これを中心に使い、苦しみました。売り上げが戻れば実被害、風評被害がなくなったという判断をされていますが、果たしてそれでいいのかと。それはかなり疑問に思います。

あくまで売り上げ確保は新規事業立ち上げという自助努力のもので、決して実被害、風評被害が回復したものではないと。これは今、相双地区の現状、前浜での現状を見ていただければ分かると思います。

そして今度、この処理水の問題が出ることによって、今言った実被害がまだ残る中で、風評被害のさらに追い打ちがかかっていくと思います。その中で損失が出れば、補償は当然だと思いますが、魚を売るのに、旬とか、おいしさとか、鮮度とか、そういった価値観があって、最大の競争力である価格が決まっていきます。今回、この処理水が捨てられてしまうことによって、価格以外の優位性がほとんどなくなってしまうのではないかと。そうすると、川上の漁師さん、そして中間にいるわれわれ中間流通業者、川下で頑張っておられる小売業、飲食業の方々が、みんな価格という面で苦勞すると思います。それに対する対応もしていくということで、資料3-1の11ページに書いてありましたが、まずそれは、絵に描いた餅にならないようにだけはしていただきたいと思います。

実際、そして今の地元の量販店さんとの商品開発や、料理屋さん、旅館さんとのメニュー開発など、この10年でいろいろ開発しております。その開発も、果たしてお客さんに受け入れてもらえるのかどうか、ほぼ全てわれわれ、関わっている皆さんのリスクで行っているというのが、この10年の現状であります。

風評打開に向けた販売の支援策、これを他県の業者が手を伸べるのもいいと思います。ただ、まず最優先に考えていただきたいのは、ここ福島県に本社を置き、前に進もうとしている企業を最優先に考えていただきたいです。それも規模の大小を問わず対応していただきたいと。

最後にですが、まだまだ残る実被害、そしてこれから発生すると考えられる風評被害、ダメージに対する補償、そして前へ進むための後押し。こちら4点等をしっかり見極めていただきたいと思います。

光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐：ありがとうございます。たくさんの方からご意見を頂きました。同じ水産関係で、小野水産加工連合会長様からも頂いておりますので、小野会長、お願いします。

○小野（利） 福島県水産加工業連合会 代表

福島県水産加工業連合会の小野と申します。これからは、いろいろ政府も東電も。東電というか、政府のほうもワーキンググループ等をつくって、いろいろやってくださるということで、こまごましいことは、ここでは差し控えさせていただきたいと思うんですけども、この10年間やってきて、風評、賠償、いろいろあります。風評に関して言えば、われわれは風評ということで、逆に広めないかという何か悩みみたいなものがあります。

ただ、われわれ水産業界で言わせていただければ、これは福島県の水産業というだけを考える立場ですけども、これに関心を持っているのは、一昨年でしたか、県の事業で産地見学ということで、豊洲の仲買さんたちが来ましたけれども、異常にこれに関して興味を持っていました。なぜかという、福島県の魚を扱うのどうのこうのじゃないんです。日本の水産の魚の消費量が減っちゃうと。ひいては福島も減っちゃうと。

この話が出て、テレビとかいろいろ放送されているのを見ると、一般消費者が街頭でインタビューする中で、魚はちょっと不安だから肉を食べましよう。つまり福島も魚は食べないで、北海道の魚を食べようという問題じゃないんです。魚離れといわれて久しい中で、またこれに拍車を掛けちゃうのかなと。その中で相対的に福島も下がっていきます。そういう問題も含んでいると思います。

こまごましいことはいろいろありますけれども、これだけいろいろ安全だうんぬんと言っても、やっぱり信頼関係をもう損ねちゃったのかなと。東電はもとより、政府に対しても、国に対しても、一般の国民の信頼関係が以前と比べて薄れちゃったのかなと。

あと、賠償関係に関して言えば、震災直後にこの枠組みが出てきて、いろいろ矛盾が生じているところもあるのかなと。被害者がリスク、責任を持つとか、できないと払えないとか、いろいろな矛盾が出てきていると思います。その辺を少し、この際、統括というか総括とか、是正するのもやむを得ないのかなと。

それと、この文章をずっと拝見していると、「放出後の風評に対しては」という言葉になっています。しかし経済は動いています。昨年来、処理水、トリチウム、いろいろ報道されている中で、風評は散見されています。放出したら風評が発生するんじゃないで、もう現実問題となっています。その辺を少しご理解願えないかなと思っています。

とにかく何をしても、東電はもとより、国も信頼関係が一番だと思います。それで、被害を被ったから賠償というのは当たり前なんですけれども、賠償でその産業は進まないと思っています。賠償が起きないような政策、運営をしてください。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。ここで国、東京電力からの回答に入りたいと思います。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

それでは、お答えいたします。まず、各市町村長さんのご発言の中で、鈴木副知事からのご発言、そのとおりということでした。改めて県からのご指摘事項については、きちんと対応させていただきたいというように思います。

その上で、門馬市長からお話がありました、説明が足りていないのではないか、あるいはタイミングが適切ではないのではないかという問題がございました。やはり徹底的に説明を尽くしていくというのは、まさに今日、皆さまから頂いた中で、私どもにとって最大のミッションの一つだというように理解しておりますし、しっかりやっていきたいと思います。

特に門馬市長のお話の中では、小高が戻ってきて、これからいろんなベンチャーとかを含めてというような中で、地域へのイメージ、魅力というところでの言及もございました。今回の対策の中に地域の魅力向上のための事業というのは、復興庁の事業として入っておりますけれども、先ほどご紹介した交流人口の拡大を含めて、地域全体のイメージを上げていくということ。これは国としてもしっかりやらせていただければというように思っております。

それから、県外放出についての言及もございました。これはさまざま、小委員会のときも、あるいは小委員会報告後も議論を重ねてきました。これは、詳細を報告書には書いてございますけれども、やはり廃炉はリスクを一步一步下げていく活動であると。その中での移送というようなこと、あるいは新たな土地での保管というようなこと。これについてのリスク評価、それから規制の対応、あるいは新たな関係者への調整というようなことで、なかなか直ちには実施が難しいという課題がございます。

また、風評対策として、さまざまな有効なものを考えていかなければならないですけれども、風評対策としての有効性についても考える必要があるのだろうというように思っております。

それから、吉田浪江町長がおっしゃっていた中で、浪江町としてまさに農林業が、これから復興の、今、緒についたところだというお話がございました。私どもも、そういう状況はしっかり思いながら、かつ、風評が完全になくなるまでというお話もございました。風評の対応を、説明ももちろん、さまざま尽きないものがあると思いますけれども、風評の対応、言葉だけではなくて、万全にしっかりやっていくということに努めていきたいというように思います。

それから、篠木村長のお話は、地域の魅力という意味で言うと、帰還困難区域がまだ残っているというお話がございました。これも経済産業省、あるいは政府にとっても大きな課題と認識しております。さまざまご相談をさせていただきたいというように思います。

それから、重いお言葉がございました。中間貯蔵を受け入れた大熊・双葉のこと、あるいは指定廃棄物の最終処分場での富岡・楢葉のこと。こういったことは政府として絶対に忘れ

てはいけないことだと思っています。こういうことは、しっかり考えた上での対応を進めていきたいというように思っております。

それから、松本檜葉町長がおっしゃっていた中で、方針の決定は遅過ぎたというようなお言葉がございました。これは、いろんなご批判を感受しながら、とにかく風評対策をして国民理解を早く求めていくということに尽きると思っています。ご指摘がございましたような風評対策に万全を期していくということをお約束させていただきたいというように思います。

それから、鈴木青年部長からお話がありました、市場での今までのご苦勞の披瀝がございました。短い時間のお言葉でしたけれども、本当にさまざまなご努力があったと思いますし、自助努力という言葉がございました。本当に各事業者の皆さまがいろいろ工夫をされているのだというように思います。

この処理水の問題で、風評の上乗せをいかに抑制していくか、防いでいくかというところが、まさに今までのご努力を水泡に帰さないというのは、この政府方針の中にも書いてございますけれども、ここの部分はしっかり対応させていただきたいというように思います。

ご紹介があったような、料理屋さんや、あるいは旅館へのコラボというのでしょうか、このブランドを維持していく、新しい販路を拡大していく、拡充していくというところが、私どもにとって最も大事なことだと思っていますし、前に向かって頑張った企業をしっかり応援してほしいというお言葉、これもしっかり受け止めさせていただければというように思います。

それから、小野会長からお話がありました、さまざまな形で、またコミュニケーションを強化させていただければというように思います。今、お話の中で、例えば豊洲といったようなお話がございました。もちろん、ご地元での説明をしっかりしていくのが重要ではありますが、大消費地でのお話、あるいは魚ではなくて肉にいくかもしれない。この魚食離れの問題というものは政府としても認識しております。先ほどご紹介した中でも、全国的な消費拡大ということを入れさせていただいておりますけれども、このことをしっかり、われわれとして具体化をしていくということで、やっていきたいというように思います。

それから、風評は放出後に発生するものではないというご指摘がございました。あくまで放出は2年後ということではありますけれども、決定して、今すぐにでもという誤解が広まらないように、このあたりはしっかり対応していきたいというように思います。

恐縮でございます、一点漏れましたが、松本檜葉町長からお話があった、あるいは他の皆さまからお話のあった説明資料の関係でございます。今日は4分間のちょっと長めの、広く国民の皆さまへのご説明を意識した資料でございますけれども、やはりいろんな場面があろうと思います。この、先ほどご紹介した動画が全ての場面に当てはまるとは、私どもは思っていません。また、分かりにくい言葉があるのではないかとご指摘もございましたけれども、やはりいろんな場面でご指摘があった、子ども向けにどうするか。あるいは大消費地でご説明するときには、どういうツールがいいかというのは、どんどん私どもも追加を

していきますし、また、東京電力のほうもいろんな発信を予定していると思いますけれども、いろんなものを用意させていただいて、その場面、場面で分かりやすくお伝えしていく、伝える広報をしていくということ、しっかりやっていきたいというように思います。

ご説明は以上でございます。

○小早川 東京電力ホールディングス（株）代表執行役社長

私から少し補足させていただきます。まず、今、須藤様からお話があったとおり、私どもとしても主体者として、特に鈴木副知事が冒頭おっしゃいましたことにつきましては、しっかりと私どもとして主体性を持って取り組んでまいります。その上で、特に賠償についてのご懸念がさまざま、今の私どもの対応も含めてご不満・ご懸念があるというふうにご認識いただきましたが、これにつきましては、国からのご指導も含めて、しっかりと伺いした上で改善してまいりたいと考えておりますし、皆さまがおっしゃられたように、そうしたものがあの中で、それが発動されないようにしていくことが、一番大事だというふうに、私も認識しておりますので、そういったご懸念を踏まえた上で、そういったことが発動されないように、しっかりと風評対策、もしくは風評に至らないように、しっかりと正確な情報発信に努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございます。お待たせいたしました、ハッピーロードネットの西本理事長様、他の皆さま、いかがでございましょうか。西本様、お願いいたします。

○西本 NPO 法人ハッピーロードネット 理事長

ハッピーロードネットの西本です。実は、私たちは2年前に浜通りの高校生とイギリスのセラフィールドや、アメリカのハンフォードに行って、実際に処理水を海に流しているところを、浜通りの子どもたちとこの目で確かめてきました。

そういった中で処理水の海洋放出は、科学的な根拠や過去の放出の実績から安全性が担保され、確実な処理の手段ということは、知識の中では理解しました。ただ、あまりにも降って湧いたような今回の処分方針の決定だと私は感じています。国の担当者は「処分方針を決定する際は、関係者の理解を得る」と繰り返し今まで強調していました。それを踏まえて、特に今年に入ってから、報道を見ても、地元を含め、広く国民の理解を得るための動きや努力がなかったように思っています。そこで果たして合意形成は成されたのかなど不安を感じています。

今回の処理方針決定の過程は、あまりにも不透明で、今後私たちのふるさとはどうなっていくんだろうと、とても心配です。住民として今は国の信頼も築けなく、東電の信頼関係も築けない。一体どうすればよいのかということが、とても悩みです。

海洋放出に伴い起きるであろう新たな風評被害は、漁業者だけではなく、海に近い町で暮らす私たち住民の生活にもかなり影響を及ぼす可能性があります。そこで私たちは、もっともっと処理水、トリチウム関連を住民に分かりやすい言葉で、先ほど菅野さんがおっしゃったように、もっともっと分かりやすい言葉で伝えてほしいです。住民が理解できるきっかけをつくってほしいと思っています。

私は、国が説明するだけでは、風評被害の発生を最大限に抑えることはとても難しいと感じています。住民とより距離が近い県や地元自治体に協力を求めながら、ともに安全と安心を裏付ける科学的な根拠を広く知ってもらう努力がもっと必要ではないかと思います。住民の一人の意見として、ぜひ今後の対策に反映させていただきたいと思います。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。それでは広野町の遠藤町長様、お願いいたします。皆さま、ネームプレートを立ててお願いいたします。

○遠藤（智） 広野町 町長

3点申し上げたいと思います。1つ目は、東京電力におけます廃炉汚染水処理のチェック体制と結果の公表についてであります。この原発事故から10年が経過して、その間、汚染水の対策として、汚染水を増やさない取り組み。これは原子力建屋周りの井戸からの地下水をくみ上げるサブドレン。そして、高台に井戸を新たに設けて地下水をくみ上げる地下水バイパス。そして原子力建屋、タービン建屋に地下水を近づけない遮水壁（凍土壁）の設置、雨水の侵入防止のための原子炉建屋カバーの設置など、取り組みをしてきました。

さまざまな経緯を踏まえて、今般、不適切な状況が続いた。ここで、私たちが願う信頼関係、住民における理解と協力体制という、この提供は非常に厳しい状況にあると受け止めます。原点に立ち返るといってこの10年を踏まえて、新たな第2期復興・創生に向かおうとするこれからの10年、30年先に向けて、やはりこの廃炉・汚染水・処理の2地域体制というものを再度検討、見直しを考えるべきではないかと思います。

原子力規制委員会、廃炉・汚染水対策チームなどにおかれては、これまで以上にこの検査体制を厳格にして、チェック体制に万全を期していただく。そのチェック結果を速やかに地域住民の方々に分かりやすく提示いただくことが大事ではないかと考えます。

2つ目ですが、風評対策における補償・賠償についてであります。この10年間、さまざまな事象変化の中で、風評という社会的な現象において、日々の生活の中で私たちは苦しんできた。今般、この風評被害を最大限抑制する対策を求めるといって、国が前面に立って風評被害を最大限抑制されることの表明をされました。ただいまの説明において、環境モニタリングへの取り組みとして、1年前からの魚類の飼育等々の説明を頂きました。

これまでの6カ月間、6年間、そしてこれからの先の見通しをされている2年間。もうこれは徹底的に、確実に、着実に捉えていかなければならない。ついては、広く国民の理解を

得るための、地域の合意形成というものをしっかりと、体制を包括しながら取り組んでいくことが重要であろうと。また、補償・賠償については、これは確実に履行されなければなりません。そのことに向けて、今、全力を期していかなければならない大事な時期になっていると強く感じます。

3つ目でありますが、地域の合意形成についてであります。処理水の取り扱いに関するパブリックコメントで、4,000件、多くの声が寄せられてきました。その一つ一つのお声をしっかりと捉えて、どのように対応されてきたのか。これまでのこの取り組みの中において、どのような形で地域住民の理解を得る取り組みがなされてきたのか。

先般、町内における行政区長会議を執り行った際に、町民から「私たちが分からないところで決まってしまう。なぜ、いまのタイミングなんですか」と。この5月の連休中には住民説明会を開催していきます。定期的な開催でありますけれども。この復旧から再生、そして新たなテーマに向けて取り組んでいく際、全ては理解と協力と合意形成であります。

これまでの取り組みの中で、福島復興知という学術研究機関による取り組みがなされてきています。例えば広野町においては、具体的に、早稲田大学、東京大学等が捉えている福島学（楽）会があります。そこでは地域住民の方々、高校生、研究者の方々、そして県内外の方々。さまざまな方々が賛同して取り組んできた経緯があります。こういった地域合意を成していくこの取り組みが、この10年の中で着実に行われてきた経緯があります。

国、ならびに県、ならびに東京電力におかれましては、そういった地域の合意形成の議論の輪に積極的に参加いただきたいと思います。難題課題が立ちふさがる廃炉の事業に向けて、その課題に向かって、さまざまな機関が連携を図って取り組んでいくことが何よりも重要と考えます。議論においては整然と結論を見いだすべく、一生懸命に住民の方々に取り組んでいく、この経緯でありました。どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。時間も厳しくなっております。それでは大熊町長様、双葉町長様、ご意見を頂けませんでしょうか。

○吉田（淳） 大熊町 町長

大熊町長です。私からは2つ申し上げます。1つ目は、情報の発信についてであります。昨年2月、トリチウム処理水について国の小委員会から報告書が提出されたわけです。その時から処理水問題が広く知られるようになりました。しかし実際には、約6年間かけてトリチウムについての検討・協議がなされていたわけでありまして。このことがあまり知られていないと思っております。つまり、検討していることが広く伝わっていなかったのではないかと思います。

反省として聞いていただければと思うんですけれども、今後はこれから何を目的として、

何をしようとしているのか。そして現在、そのために何をしているのか。その経過・結果はどうなっているのか。そういうことを詳細に、タイムリーに発信していかなければならないのではないかと考えております。

もう一つですけれども、これも昨年2月からですけれども、トリチウムを含む処理水が、国内・国外の原子力発電所や原子力施設から海や大気に放出されていることが、多くの方々に知られたというふうになりました。これまで、もちろん隠していたわけではありませんけれども、積極的に発信していたわけでもないと考えております。このように広く知れわたったわけですが、日本の他県にある発電所の付近で、このことによって風評被害がさらに高まったということも聞いておりません。

それでは、なぜ1Fからの処理水は危険で、他のものはそうでもないのか。1Fからの処理水と他の処理水とは何が同じで何が違うのか。このことをきちっと説明すること。そして、違いがあればそれをなくす努力を重ねて、近づけるといえることが大切ではないかというふうに考えております。

以上です。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。

○伊澤 双葉町 町長

双葉町の伊澤です。先ほどの大熊町長の話とちょっと重複する部分もあるかと思いますが、まずトリチウム処理水の海洋放出に対する考え方。これは6年間以上、いろいろな場所で議論されてきたわけですが、福島第一にあるトリチウム処理水のタンク、これが構内に置くことができないということから議論が始まったはずですが、結果、専門家の先生、いろいろな委員会、さらには公聴会も含めて、国としてトリチウム処理水の海洋放出という判断がされたわけですが。

じゃあ、日本国内の原子力発電所、さらには世界で稼働している原子力発電所では、このトリチウム処理水でどういう処理をしているか。先ほどこの意見を申された方の中からも話が出ておりますが、全て海洋放出、さらには蒸気として放出している。そういうふうには私は学んでいます。

それで、日本国内のトリチウム処理水と、先ほど大熊町長が申し上げたように、どういうふうに違うんだと。その部分が問題だと思っています。今回、福島第一から流そうとしているトリチウム処理水の放射線核種の問題。さらにはトリチウムの線量の問題。他の国内の原子力発電所でどういうふうなトリチウム処理水の、いわゆる線量のレベルで流しているのか。これをしっかりと公表することによって、ある程度の風評の、払拭とは言わないまでも、問題は他の原子力発電所と変わらないものを流しているんだよということが、しっかりと科学的にその根拠が示されれば、風評というのは多少の軽減になるんじゃないか。そうい

うふうに考えております。

一方では、先ほど葛尾村長から、大熊、双葉、富岡、楡葉、いわゆる、われわれは福島県の風評払拭、さらには福島第一原子力発電所で飛散・拡散した放射線に汚染された土壌。皆さんご存じだと思いますけれども、双葉町と大熊町に全部運び込んでいます。これは大変な判断をして、われわれは引き受けたわけでございます。苦渋の判断というふうなメディアの報道もありますが、日本語としてその言葉に代わることがないために、苦渋の判断というふうな書き方をしておりますが、実はもっと、もっと、大変な思いで受けているわけでございました。

けれど、これはどこかで受けなければ、福島の復興、浜通りの復興、双葉町の復興というのは、これは到底、このトリチウム処理水の問題と同じく、解決できなかった問題だと思っています。実際に中間貯蔵施設を受けてくれるところはどこがあるのかという話になれば、日本国内、誰も、どこの自治体も間違いなく受けなかったはずです。われわれ2町がそういう判断で受けたというのは、それだけの覚悟と責任を持ってやっているわけです。

ですから、このトリチウム処理水の問題に関しても、しっかりと国と東京電力は覚悟と責任を持って、いろいろな問題を解決するための取り組みをしていただきたい。そのように思っております。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。時間も厳しくなってきました。他にございませんでしょうか。

ございませんでしょうか。それでは、ありがとうございました。本日の議題は以上となっております。すいません、回答をさせていただきます。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

それでは、いくつか回答させていただきます。

西本理事長からお話がありました、関係者の理解とか、あるいはその説明といった点で、足らざる点がある、あるいは不透明だというようなお言葉を頂きました。あるいは国・東電への信頼というようなお言葉もありました。

私どももいろんな形で、車座とか、あるいは説明会とかをさせていただいておりますけれども、まだまだ不十分であるというのが、繰り返しになりますが、今日の大きなところのご指摘かと思えます。科学的根拠もしっかりお伝えしながら、今後の対策をしっかり考えていく、あるいはコミュニケーションの仕方を考えていく、ということをしていきたいというように思います。

それから、遠藤広野町長からお話がありましたチェック体制です。これは、ご紹介させていただきました、国あるいは原子力規制委員会、当然チェックをしていくわけですがけれども、地元の自治体の関係者の方々、あるいは農林水産業者の方々、あるいは国際機関というよう

なところに入ってもらって、しっかり第三者の目も入れてやっていくということを、していきたいというように思います。

それから、賠償についてのご質問・コメントは、繰り返しになりますけれども、国も入った形で対応させていただきたいというように思います。

それから、地域の方々への説明、あるいは理解ということで、福島学会のご紹介がございました。私どもの職員が福島学会に参加させていただいたりしたことがございます。今、お話があったようなことも含めて、多様なコミュニケーションをぜひ図っていききたいというように思います。

それから、吉田大熊町長からお話がありましたが、大きく言うと、情報の発信ということになってくるかと思えますけれども、検討過程、6年間にわたって専門家が検討してきたというのが十分伝わっていないということ。これについては、まさにお話がございました、今後の反省としてというお話でございました。繰り返しになりますけれども、様々なツールで発信していきたいというように思います。ツール、手法で発信していきたいというように思います。

それから、その他核種の問題がございました。やはりデブリに触れた水ということで、ご不安が起きている部分があると思えます。これも中でご説明させていただきましたけれども、その他核種についても規制基準、これは世界的に共通の考え方の下で行われている規制基準をしっかりと守った上でさらに希釈をしますので、その規制基準の100分の1以下になってからの放出であるということは、繰り返し、繰り返し伝えていくことが重要かというように思っております。

それから、伊澤町長からお話がございました、情報発信のところです。吉田町長と重なる部分がございますけれども、この中で国と東電が覚悟を持って行うようにというご指摘がございました。まさに私どもが求められているのは、そこだというように思っております。また、中間貯蔵受け入れの時の、苦渋という言葉では言い表せない思いがあったというようなご指摘がございました。私どもも、いろんなところで、まさに繰り返しになりますが、覚悟を持ってきちんと説明し、しっかりした対策を行っていききたいというように思っております。

以上でございます。

○小早川 東京電力ホールディングス（株）代表執行役社長

小早川でございます。まず、西本様、それから遠藤町長様から頂きました合意形成に関し、私ども、もしくは国と協力して進めますが、われわれがお伝えするというだけでなく、ご説明するというだけでなく、しっかりとお伝えできて、ご理解いただけるというところまで、地元の皆さまと一緒にしっかりと進めることが重要だという貴重なご意見だというふうに承知いたしました。私もできる限り参加させていただいて、進めさせていただきたいというふうに思います。

大熊町の吉田町長様、それから双葉町の伊澤町長様からのお言葉は大変重く受け止めます。私どもは廃炉をこれから、この福島浜通りの復興をしっかりと完遂していくことが、私どもの責任だというふうに考えております。その上で、このたびの信頼が失われている状況の中でございますが、その立て直しと、それから ALPS 処理水の処分に向けたしっかりとした適切な対応につきまして、本当に私が先頭に立って、覚悟と責任を持って主体的に取り組んでまいりたいと思います。本当にしっかりと進めさせていただきますので、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。本日の議題は以上となります。毎回この会議でご説明させていただいている廃炉や汚染水対策の進捗については、今回は時間の関係上、資料の配布のみとさせていただきます。これも含めまして、追加でご意見等がございましたら、会議終了後も随時事務局までご連絡を頂戴いただけますと幸いです。

最後に議長から締めのご発言をよろしくお願いいたします。

○江島 廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長

本日は皆さまから大変多くの貴重なご意見を頂戴しましたことに感謝を申し上げます。また、本日皆さまから頂戴したご意見でありますけれども、これはしっかりと受け止めさせていただこうと思います。また、今後は間を置かずに、関連する自治体、あるいは産業界など、皆さまの下にお伺いいたしまして、広く説明、あるいはご意見を頂戴させていただく機会を設けていこうというふうに思います。

本日もこの風評対策について、多くのご意見を頂戴いたしました。風評を抑制するという観点から今回の方針に盛り込んだ対策を、まず早急に進めていこうと思っておりますが、同時に、これからは放出までの約 2 年間という、この時間を最大限に活用いたしまして、必要な対策を場合によっては追加、あるいは強化しながら、風評対策について徹底的にこれは取り組みたいというふうに思います。

まず、情報発信ではありますが、とりわけ安全性というものに関しましては、科学的根拠に基づく正確な情報を、地元だけではなくて、これはもう全国の消費者、そして海外に向けてまでしっかりと多層的に発信する。これが重要ではないかと思っております。

また、今後実際に放出までの間、そしてその後もありますけれども、できるだけ多くの方に正確な情報をご理解いただくために、本日頂いたご意見も踏まえて徹底した取り組みをしてまいりたいと思います。

本日ご紹介させていただきました動画、それからパンフレット類のコンテンツではありますが、こういうツールを使った情報発信に関しましては、既にもう取り組んでいるところもございますが、これらもより一層強化していきたいと思っております。

また、風評影響を受ける可能性のある産業に対する販路の拡大、あるいは開拓支援といった分類の対策というの、新たにこれは用意してまいりたいと思います。これは例を挙げますと、福島相双復興推進機構であります。ここで水産関係の仲買、加工業者等の支援に向けまして、4月16日に水産販路等支援準備室というものを設置する予定にしております。早速この定款変更等の手続きに現在着手しているところであります。またこちらのほうも、本日のご意見を踏まえまして、今後も追加的な対策の検討というものをしっかり行ってまいりたいと思います。

加えまして、セーフティーネットとしての賠償でございます。これは、梶山大臣からの指示もありまして、本日頂いているご懸念にもしっかりと対応させていただくべく、経産省内において特別チームを立ち上げる予定としております。今後またさまざまな対策を具体化してまいりたいと思います。

今後のこの対策をさらに充実させていただくに当たりましては、何よりも地元福島の皆さま方のお声をしっかりと聞かせていただくということが重要であろうと思います。そのためにも、状況を継続的に確認いたしまして、必要な対策を機動的に講じていくためにも、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚会議の下に基本方針実行会議を立ち上げたところであります。

加えまして、この実行会議の下には、本日ご参加の皆さまを含めまして、関係者からご意見を伺うワーキンググループというものも設置したところでございます。地元の皆さまからご意見を頂戴する場でありまして、この福島評議会におきましても、節目、節目で今後も開催させていただきまして、進捗を報告させていただく予定にしております。どうぞ、ぜひ皆さま方のご意見を頂戴できればと考えておりますとともに、これからもこの福島の復興を成し遂げるために、ぜひともお力をお貸しいただければと思います。

今日は本当に長時間にわたりまして、皆さま方の貴重なご意見を頂戴することができました。改めまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○光成 廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局長補佐

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第22回 廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を閉会いたします。なお、次回の日程については、後日改めて事務局から連絡させていただきます。

本日はありがとうございました。